

公 示

自家用自動車の有償貸渡しの許可基準について

自家用自動車の有償貸渡しの許可申請について、事案の迅速かつ適正な処理を図るため、道路運送法施行規則第52条の規定に基づくほか、その審査基準等を下記のとおり定めたので公示する。

平成18年3月31日

関東運輸局東京運輸支局長

記

1. 許可基準について

許可は、次の点について審査のうえ行うこととする。

申請者及びその役員が、次に定める欠格事由に該当しないこと。

ア 許可を受けようとする者が1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していないものであるとき。

イ 許可を受けようとする者が、一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取り消しを受け、取り消しの日から2年を経過していない者であるとき。

ウ 許可を受けようとするものが営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前記ア及びイに該当する者であるとき。

エ 許可を受けようとするものが法人である場合において、その法人の役員（いかなる名称によるかに問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）が前記ア及びイ並びにウに該当する者であるとき。

申請者及びその役員が、申請日前2年前以降において、自動車運送事業経営類似行為により処分を受けているものではないこと。

貸渡しをしようとする自動車の車種は以下の車両区分によることとする。

- ア 自家用乗用車
- イ 自家用マイクロバス（乗車定員29人以下であり、かつ、車両長が7m以下の車両に限る）
- ウ 自家用トラック
- エ 特種用途自動車
- オ 二輪車

なお、自家用マイクロバスの貸渡しを行う場合は、3.の要件を満たさなければならない。

貸渡自動車は事故を起こした場合に備えて、十分な補償を行いうる次に定める自動車保険に加入するものであること。

- ア 対人保険 1人当り 8,000万円以上
- イ 対物保険 1件当り 200万円以上
- ウ 搭乗者保険 1人当たり 500万円以上

2. 許可に対する条件

許可には、次の条件を付することとする。

- (1) 次に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出なければならない。
 - ア 貸渡人の氏名又は名称及び住所
 - イ 法人の役員
 - ウ 貸渡料金及び貸渡約款
- (2) 貸渡自動車の増車若しくは代替（配置事務所別車種別の車両数の変更を伴う場合に限る。以下同じ。）又は事務所の名称若しくは所在地の変更をしようとする者は、あらかじめ、当該貸渡自動車の車種別の数、配置事務所等又は変更後の事務所の名称若しくは所在地を当該車両の配置事務所又は当該事務所の所在地を管轄する運輸支局長に主たる事務所に係る許可証の写し（当該運輸支局長の許可を受けている場合を除く。）を添えて、届けなければならない。

- (3) 自家用バス（乗車定員30人以上又は車両長が7mを超える車両に限る。）及び霊柩車の貸渡しを行ってはならない。
- (4) 自家用マイクロバス（乗車定員が29人以下であり、かつ車両長が7m以下の車両に限る。）の貸渡しを行う場合は、3.の要件を満たさなければならない。
- (5) 許可時においてレンタカー型カーシェアリング（会員制により特定の借受人に対して、自家用自動車を業として貸し渡すことをいう。以下同じ。）を次に例示する環境に配慮した車両を使用して行う場合に、貸渡し開始後に車両を代替し、例示した車両を使用せず当該貸渡しを継続しようとする場合にあっては、アイドリングストップの励行等エコドライブについて会員に研修・啓蒙を行う実施計画を届け出なければならない。
- （想定される環境に配慮した車両）
- ・天然ガス自動車
 - ・ハイブリッド車
 - ・メタノール自動車
 - ・低燃費かつ低排出認定車
 - ・アイドリング・ストップ車
- (6) レンタカー型カーシェアリングを環境に配慮した車両を使用して行っている、又はレンタカー型カーシェアリングでアイドリングストップの励行等エコドライブについて会員に研修・啓蒙を行っている（以下、「環境型カーシェアリング」という。以下同じ。）場合、当該貸渡自動車の配置事務所の所在地の変更をしようとする場合は、あらかじめ、主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長に届けなければならない。
- (7) 許可を受けた者が新たに環境型カーシェアリングを行おうとする場合は、あらかじめ、当該貸渡自動車の配置事務所の所在地について、主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出なければならない。
- (8) 「レンタカー事業者が行う運転者に係る情報提供のあり方について」（平成16年3月16日付け国自旅第234号）により運転者に係る情報提供を行うほか、貸渡しに付随した運転者の労務供給（運転者の紹介及びあっせんを含む。）を行ってはならず、その旨を事務所において公衆の見やすいように掲示しなければならない。

- (9) 自動車の貸渡しのため、自己の名義を他人に利用させてはならない。
- (10) 貸渡料金及び貸渡約款は、事務所において公衆の見やすいように掲示しなければならない。
- (11) 貸渡自動車はその配置事務所に存するか、それ以外の事務所に一時的に存するかにかかわらず、当該配置事務所において貸渡し状況、整備状況等車両の状況を把握し、的確な管理を実施しなければならない。なお、環境型カーシェアリングを行う場合であって、IT等の活用により車両の貸渡し状況、整備状況等車両の状況を的確に把握することが可能であると認められるときは、この限りでない。
- (12) 別記1の事項を記載する貸渡簿を備え、貸渡しの状況を的確に記録するとともに、少なくとも2年間以上保存しなければならない。
- (13) 環境型カーシェアリングを行う場合であって、IT等の活用により車両の貸渡し状況、整備状況等車両の状況を的確に把握することが可能である場合を除き、借受人には、別記2の事項を記載した貸渡証を交付し、貸渡自動車の運転者にこれを携行するように指示しなければならない。
- (14) 前年の4月1日から3月31日までの期間に係る別記様式の「貸渡実績報告書」並びに前年度の6月30日、9月30日、12月31日及び3月31日における「事務所別車種別配置車両数一覧表」を毎年5月31日までに主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長あて提出しなければならない。
- (15) 貸渡人が道路運送法、貨物自動車運送事業法及び道路運送車両法並びに本条件に違反したときは、貸渡自動車の貸渡しを停止させ、又は許可を取り消すことがある。
- (16) 貸渡しの廃止をしたときは、遅滞なく主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出なければならない。

3. 自家用マイクロバスの貸渡しを行う場合についての特例

自家用マイクロバスの貸渡しを行う者は、次の要件を満たす者に限ることとし、自家用マイクロバスの貸渡しを行おうとする者は、その7日前までに、車両毎に、その旨を当該車両の配置事務所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出なければならないこととする。なお、既に自家用マイクロバスの貸渡しを行っている者が当該届出を行う際には、原則として、直近2年間の事業における自家用マイクロバスの貸渡簿の写しを添付又は提示することとする。

現在、自家用マイクロバスの貸渡しを行っていない者にあつては、他車種でのレンタカー事業について、2年以上の経営実績を有し、かつ、届出前2年間において車両停止以上の処分を受けていないこと。

既に、自家用マイクロバスの貸渡しを行っている者にあつては、届出前2年間において車両停止以上の処分を受けていないこと。

附則

1. 本公示は、平成18年4月1日以降の申請より適用する。
2. 平成16年5月31日付け東運輸第589号で公示した「自家用自動車の有償貸渡しの許可基準について」は、平成18年3月31日限りで廃止する。
3. 本公示が適用される以前の基準により既に許可を受けている者については、主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長から最初に受けた許可を本公示による許可とみなします。
4. 本公示に基づく許可申請等の記載事項及び添付書類は、別に定める「自家用自動車有償貸渡許可申請等手続細則」によることとする。

[別記 1]

貸渡簿（貸渡原票を綴ったものによって、貸渡簿に代えることができる。）の記載事項については、次のとおりとする。

- ア 借受人の氏名または名称及び住所
- イ 運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び免許証の番号
- ウ 貸渡自動車の登録番号又は車両番号
- エ 貸渡日時及び時間
- オ 貸渡事務所、返還事務所
- カ 運行区間又は行先及び利用者人数並びに使用目的（自家用マイクロバスの貸渡しを行う場合に限る）
- キ 走行キロ数
- ク 貸渡料金
- ケ 事故に関する事項

[別記 2]

貸渡証の記載事項については次のとおりとする。

- ア 借受人の氏名又は名称及び住所
- イ 運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号
- ウ 貸渡自動車の登録番号又は車両番号
- エ 貸渡日時及び時間
- オ 貸渡事務所、返還事務所
- カ 貸渡人の氏名又は名称及び住所
- キ 次の遵守事項

（ア）「運転中必ず携帯し、警察官又は地方運輸局若しくは運輸支局の職員の請求があったときは、呈示しなければならない」旨の記載

（イ）「自動車の借受に付随して、貸渡人から運転者の労務供給（運転者の紹介及び斡旋を含む。）を受けることができない」旨の記載

（ウ）貸渡自動車に係る事故及び故障等が発生した場合の処置（処置方法、連絡先等）に関する記載

（エ）「貸渡期間が 2 日以上となる場合には、日常点検を借受人が実施することとなる」旨の記載